

令和5年第1回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和5年1月13日(金) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫  
酒井 勉 ・ 松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義  
清水 健吉 ・ 河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲  
村木 慎一 ・ 西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子  
相下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 勇 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司  
小河 先 ・ 岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 神山 肇  
酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美  
永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 本田 忠男  
眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三  
山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	吉村 雅子
主査	高橋 伸和	主任	三輪 幸
主任主事	宮地 結花	主任主事	井上 靖之
主事	臼井 健人		

関係者

経済部農林課主任主事	宮本 一路
経済部農林課主事	辻 秀哉

議 事

- 議案第1号 農業委員会委員の担当地区の決定について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第5号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- 議案第6号 岐阜市農業委員会事務局規程の一部改正について
- 
- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和5年第1回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中19名で過半数に達しておりますので、  
本会議は成立することを報告いたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日から、村木慎一委員が新たに農業委員  
となりました。

そこで、最初に議席を決定したいと思います。

議席の決定は、農業委員会会議規則第6条第2項により「補欠の委員の  
議席は、議長が定める」となっておりますので、議長である私が議席番号  
を指定いたします。

村木委員の議席番号は、前任者の議席番号でありました13番といたしま  
す。

議 長

続きまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号4番古田薫委員、議席番号5番酒井勉委員の両委員、  
よろしく願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御  
遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号農業委員会委員の担当地区の決定についてを議題といたしま  
す。

議 長

村木慎一委員が新たに農業委員となりましたので、担当地区を決定し  
たいと思います。

どのように決定したらよいか、お諮りいたしたいと思います。事務局  
は何か案を持っていますか。

横井事務局長

案を御用意しております。

議 長

事務局に案があるとのことですので、発表していただきたいと思いま  
すが、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声多数あり】

議 長

御異議が無いようですので、発表していただきます。

横井事務局長

事務局案を配布させていただきます。

横井事務局長

農業委員の皆様を担当地区を持って活動していただいておりますが、現在、西垣隆委員が担当されている合渡地区を、村木慎一委員に担当していただく案でございます。説明は以上でございます。

議長

ただいま、議案第1号について説明を受けました。  
議案第1号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第1号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第2号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

3ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、黒野地区の申請は、世帯内贈与のための所有権移転です。

3番、西郷地区の申請は、農業経営を開始するための使用貸借です。

4番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第2号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番及び2番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
12 月 13 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では果樹の栽培を行うとのことです。

受人は、市外で借り入れしている農地も適正に管理しており、地元の取り決めなども承知されておりますので、地元としても許可は問題ないと考えております。

2 番の申請は、世帯内贈与のため、田を譲り渡すものです。

12 月 19 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人とともに、現地立会いを行いました。

受人は、申請地の隣の田を耕作されており、申請地でも水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。続きまして、3 番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

3 番の申請は、農業経営の開始のために、借り人へ農地を貸し出すものです。

12 月 27 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、借り人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定とのことでした。

借り人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。続きまして、4 番合渡地区は、村木慎一委員、お願いします。

村木委員

4 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されているとのことですので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 2 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第3号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第3号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

5ページの総括表をご覧ください。

今回は、1件、2,356平方メートルです。

6ページをお願いします。

1番、網代地区の申請は、農業用施設、牛舎に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって、許可し得るものです。

また、申請地は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、45ページに位置図を付けてございます。ご覧ください。

転用される場所は、ケアハウスさくら苑から北へ約300メートルに位置する農地です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第3号について説明を受けました。

1番、網代地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、1番、網代地区の申請について、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

今回の申請は、畜産業を営む申請人が、牛舎を設置するものです。

12月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者とともに、現地立会いを行いました。

立会いの際に、施工にあたり近隣農地や水路への影響がないよう配慮することを確認しました。

許可は、問題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第3号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第4号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、賃貸借の設定1件、以上を議題いたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第4号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8ページの総括表をご覧ください。

今回は、1件、655平方メートルです。

9ページをお願いします。

1番、芥見地区の申請は、賃貸借の設定により、作業ヤード及び通路として一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地ではありますが、3年以内の一時的な利用に供するために行うものであるため、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第4号について説明を受けました。

何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第5号岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、令和4年12月20日付け、岐阜市経農第1166号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。関係部局の説明を求めます。

辻主事

それでは、議案第5号の内容を説明いたします。

今回は、1件の軽微な変更としての除外の申出です。

12ページをご覧ください。

軽微な変更としての農用地からの除外で、田1筆で1,039平方メートルとなります。

13ページに詳細が書いてありますので、ご覧ください。

整理番号1、三輪地区、岐阜ファミリーパークの再整備事業による駐車場拡大の申出です。平成26年度に都市計画決定した、岐阜ファミリーパーク西部の拡張エリアについて、岐阜市土地開発公社が集中的に用地を確保し、その後、岐阜市が順次、用地を取得して施設を整備するものです。

15ページに位置図をつけております。

なお、14ページの(3)の市町村検討調書に記載しておりますように、除外の申出のありました1件は、農業振興地域の整備に関する法律に規定された要件を満たしており、周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第5号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第6号岐阜市農業委員会事務局規程の一部改正について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

それでは、議案第6号について説明いたします。

16ページをお開きください。

今回の改正は、農地法の改正により、号がずれたことによる改正となります。「岐阜市農業委員会事務局規程」の第7条(1)の中の「法第4条第1項第8号」を「法第4条第1項第7号」に、「第5条第1項第7号」を「第5条第1項第6号」に改正するものです。

18ページから21ページが改正後で、22ページから25ページが改正前となっております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第6号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第6号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【賛成多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第1号から第3号について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

報告第1号農地法第3条の3による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

27ページをお願いします。

届出は、48件、合計88,410.91平方メートルです。

続きまして、報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

29ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、6件、合計1,319.36平方メートルです。明細は、30ページ及び31ページです。

続きまして、報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

33ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、39件、合計11,841.73平方メートルです。明細は、34ページから44ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和4年12月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時18分閉会を宣す。